

株 主 各 位

大阪市西区阿波座一丁目12番18号

株式会社 大阪ソーダ

代表取締役 佐藤 存  
社長執行役員

## 第162回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第162回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場所 大阪市北区大淀中一丁目1番20号 ウェスティンホテル大阪 4階 花梨の間
3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第162期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第162期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 当日、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.osaka-soda.co.jp/>）に掲載しておりますので、添付書類には掲載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.osaka-soda.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな景気回復基調が続いているものの、中国をはじめとするアジア新興国等の経済の減速や、米国の大統領選挙結果による為替相場の大幅な変動、世界的な保護主義の拡大懸念などもあり、先行き不透明な状況を抱えたまま推移しました。このような環境のもと、当連結会計年度の連結売上高は、出荷は堅調に推移したものの、原燃料価格等の影響により販売単価が下落したことに加え、住宅設備ほかでは、収益力強化のための事業構造改革を推進しており、935億9百万円と前年同期比8.4%の減少となりました。利益面におきましては、営業利益は、65億8千6百万円と前年同期比2.2%の増加、経常利益も、65億3千6百万円と前年同期比1.5%の増加、親会社株主に帰属する当期純利益も、43億2千万円と前年同期比19.8%増加となり、各利益とも前年に引き続き過去最高となりました。

当社グループは、クロール・アルカリおよびアリアルクロライド・エピクロルヒドリン事業のコストダウンによる競争力強化、ヘルスケア関連事業と合成樹脂・合成ゴムなどの機能化学品を軸とする高付加価値事業の拡大および競争力強化のための事業構造改革の推進などに取り組み、環境変化の影響を受けにくい収益体質の構築を図ってまいりました。これにより、売上高では、対前年同期比で減収となりましたが、営業利益では、対前年同期比で増益となりました。

部門別の営業状況は、次のとおりであります。

#### (基礎化学品)

クロール・アルカリは、販売数量は堅調に推移しましたが、市況の影響により売上高が減少しました。エピクロルヒドリンは、輸出は堅調に推移しましたが、国内需要の減少および市況軟化により売上高が減少しました。以上の結果、基礎化学品の売上高は417億8千3百万円と前年同期比1.9%の減少となりました。

## (機能化学品)

医薬品精製材料は、欧州・中国でのバイオ医薬品精製用途向け販売が増加したことに加え、国内の分析用途および原薬精製用途向けが堅調に推移したことにより、売上高が増加しました。医薬品原薬・中間体は、抗ウイルス薬、不眠症治療薬、自己免疫疾患治療薬および新規開発医薬品向け等が順調に推移し、売上高が増加しました。ダップ樹脂は、国内のUVインキ用途の伸長および米国、欧州向けUVインキ用途で新規顧客の立ち上がり寄与し、堅調に推移したため、販売数量は増加しましたが、為替等の影響により販売単価が下落し、売上高が減少しました。アリエーテル類は、シランカップリング剤用途を中心に輸出販売数量は増加しましたが、為替等の影響により販売単価が下落し、売上高が減少しました。エピクロロヒドリンゴム関連は、中国、インド向け輸出が堅調に推移したため、販売数量は増加しましたが、為替等の影響により販売単価が下落し、売上高が減少しました。以上の結果、機能化学品の売上高は363億3千8百万円と前年同期比4.0%の減少となりました。

## (住宅設備ほか)

住宅設備ほかでは、売上高は153億8千7百万円と前年同期比29.0%の減少となりました。

### 部 門 別 売 上 高 (連 結)

部 門	前 期	当 期	対前期比増減
基 礎 化 学 品	42,580 <sup>百万円</sup>	41,783 <sup>百万円</sup>	△1.9%
機 能 化 学 品	37,867	36,338	△4.0
住 宅 設 備 ほか	21,676	15,387	△29.0
合 計	102,125	93,509	△8.4

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、アクリルゴム製造設備の新設、シリカゲル製造設備の増設、新研究開発棟の建設およびコストダウン投資など総額43億円の設備投資を実施いたしました。

## 3. 資金調達の状況

成長戦略に沿った設備投資への所要資金は、自己資金および平成26年度に発行いたしました新株予約権付社債により賄いました。

#### 4. 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、国内は、雇用および所得水準の改善を背景に緩やかに回復していくことが見込まれますが、世界ではナショナリズムの台頭により、各国が集合から離散へと向かう様相を見せており、今後、政治・経済ともにその枠組みは大きく変化し、不確実性が増してくるものと予想されます。

当社グループは、こうした世界の転換期を企業成長の好機とすべく、より積極的な事業戦略を推進するための強固な収益基盤の構築を目指してまいります。その実現に向けて、新製品の上市、海外事業の拡大、ヘルスケア事業の拡大加速に集中的に取り組むとともに、本年10月の新研究開発棟の竣工を機に付加価値の高い独創的なものづくりを推進し、次世代を担う新製品の創出と新領域への拡大により、さらに高い収益力を持つ企業グループへと進化させてまいります。

基礎化学品では、品質面、コスト面で競争力の強化を図るため、今後、I o Tなどの最新技術の導入を視野に効率的な生産体制の基礎構築に注力してまいります。クロール・アルカリ事業につきましては、原燃料価格の変動に対応した価格是正に取り組むとともに、電解を中心に徹底した効率化を図り、さらなる競争力強化を目指してまいります。また、当社の誘導品展開の基礎原料であるアリルクロライド・エピクロロヒドリンに関しましては、生産効率の向上に努める一方、国内外での事業拡大に取り組んでまいります。

機能化学品では、エピクロロヒドリンゴム、ダップ樹脂、アリエーテル類などの主力製品のシェア拡大に向け海外を中心とした営業体制の強化を図る一方、アクリルゴムおよび新規アリル樹脂をはじめとする新製品の上市への取り組みを加速してまいります。さらにはゴムコンパウンド事業の拡大や新製品開発などによる新領域における事業創出を目指してまいります。ヘルスケア関連事業につきましては、当社グループの第三の収益の柱と位置付け、積極的に経営資源を投入してまいります。医薬品原薬・中間体事業では、中圧還元反応や超低温反応などの特殊設備を活用した新たな受託案件の獲得に注力するとともに、凍結乾燥設備の増設により医薬品の高分子化への対応を強化してまいります。また、医薬品精製材料では、東欧、中国に加え発展が著しいインド市場で新規顧客を開拓する一方、抗体医薬精製用アフィニティゲルの上市に向けた積極的な営業活動を推進してまいります。

住宅設備ほかでは、エンジニアリング事業につきましては、当社グループの得意とする電解分野を中心に、受注拡大に取り組んでまいります。生活関連製品および建材事業に関しましては、引き続き事業ポートフォリオの入れ替えを行い、収益力の強化に取り組んでまいります。

また、当社グループは、環境・安全と製品の品質の確保には、レスポンシブル・ケア活動とI S O活動を通じて万全を期すとともに、省資源・省エネルギー活動に積極的に取り組

み、地球環境と調和した企業の発展を図ってまいります。

さらに、企業の社会的責任を重視し、日々の事業活動において法令遵守に積極的に取り組んでまいりますとともに内部統制システムを強化し、当社グループのコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努め、社会に信頼される企業グループを目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産および損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第159期 (平成25年4月～ 平成26年3月)	第160期 (平成26年4月～ 平成27年3月)	第161期 (平成27年4月～ 平成28年3月)	第162期(当期) (平成28年4月～ 平成29年3月)
売 上 高 (百万円)	91,621	101,365	102,125	93,509
経 常 利 益 (百万円)	5,241	5,747	6,439	6,536
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,029	3,450	3,606	4,320
1株当たり当期純利益 (円)	28.76	32.75	34.23	41.01
総 資 産 (百万円)	84,326	100,893	97,027	101,503
純 資 産 (百万円)	41,615	47,704	48,296	52,725

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

### (2) 当社の財産および損益の状況

区 分	第159期 (平成25年4月～ 平成26年3月)	第160期 (平成26年4月～ 平成27年3月)	第161期 (平成27年4月～ 平成28年3月)	第162期(当期) (平成28年4月～ 平成29年3月)
売 上 高 (百万円)	61,734	67,846	69,286	60,950
経 常 利 益 (百万円)	4,426	4,940	5,648	5,734
当 期 純 利 益 (百万円)	2,616	2,992	3,113	3,789
1株当たり当期純利益 (円)	24.84	28.40	29.55	35.98
総 資 産 (百万円)	75,276	91,028	86,512	91,240
純 資 産 (百万円)	38,455	43,663	44,399	48,174

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

## 6. 重要な子会社の状況（平成29年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ダイソーケミカル株式会社	90百万円	100%	化学製品の販売
ダイソーエンジニアリング株式会社	80百万円	100%	電極の製造・販売、 化学設備の設計・施工
サンヨーファイン株式会社	50百万円	100%	医薬品原薬・中間体の製造・販売
株式会社ジェイ・エム・アール	30百万円	100% (100%)	資源リサイクル
D S ロジスティクス株式会社	20百万円	100%	化学製品の運送取扱い
岡山化成株式会社	50百万円	100%	化学製品の製造
DAISO Fine Chem USA, Inc.	1米ドル	100%	医薬品精製材料の製造・販売
DAISO Fine Chem GmbH	25千ユーロ	100%	医薬品精製材料、医薬品原薬・ 中間体の販売
大曹化工貿易(上海)有限公司	4,016千元	100% (65%)	機能化学品・電子材料等の輸出入
台湾大曹化工股份有限公司	5,000千NTドル	100% (100%)	機能化学品・電子材料等の輸出入
DAISO CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.	25百万バーツ	100% (65%)	機能化学品・電子材料等の輸出入

(注) 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

## 7. 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

部門	主要営業品目
基礎化学品	かせいソーダ、塩酸、液化塩素、塩素ガス、次亜塩素酸ソーダ、亜塩素酸ソーダ、 塩素酸ソーダ、かせいカリ、水素ガス、エピクロロヒドリン、アリルクロライド、 塗料原料、接着剤原料など
機能化学品	アリエーテル類、エピクロロヒドリンゴム、ダップ樹脂、省エネタイヤ用改質剤、 医薬品精製材料、レンズ材料、感光性樹脂、カラーレジスト、電極、 医薬品原薬・中間体、光学活性体、グラスファイバー、資源リサイクルなど
住宅設備ほか	ダップ加工材、住宅関連製品、健康食品、化学薬品の輸送・貯蔵、化学プラント、 環境保全設備建設など



## 8. 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

### (1) 当社

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市
東 京 支 社	東 京 都 千 代 田 区
研 究 セ ン タ ー	尼 崎 市

名 称	所 在 地
小 倉 工 場	北 九 州 市
尼 崎 工 場	尼 崎 市
松 山 工 場	松 山 市
水 島 工 場	倉 敷 市

### (2) 子会社

名 称	所 在 地
ダイソーケミカル株式会社	大阪市、東京都千代田区ほか
ダイソーエンジニアリング株式会社	大阪市ほか
サンヨーファイン株式会社	大阪市、坂井市（福井県）ほか
株式会社ジェイ・エム・アール	尼崎市
D S ロジスティクス株式会社	尼崎市ほか
岡山化成株式会社	大阪市、倉敷市（岡山県）
DAISO Fine Chem USA, Inc.	カリフォルニア州（アメリカ）
DAISO Fine Chem GmbH	デュッセルドルフ市（ドイツ）
大曹化工貿易（上海）有限公司	上海市（中国）
台湾大曹化工股份有限公司	台北市（台湾）
DAISO CHEMICAL(THAILAND) CO.,LTD.	バンコク市（タイ）



## 9. 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

部 門	従業員数
基 礎 化 学 品	270 <sup>名</sup>
機 能 化 学 品	378
住 宅 設 備 ほ か	55
全 社 共 通	147
合 計	850

（注） 当社の従業員数は567名です。

## 10. 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,600 <sup>百万円</sup>
株 式 会 社 福 岡 銀 行	2,780
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,525
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,615
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	530

## II. 当社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 111,773,837株（うち自己株式 6,428,225株）
3. 株主数 5,450名
4. 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,699 <sup>千株</sup>	4.46%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,384	4.16
株 式 会 社 福 岡 銀 行	4,113	3.90
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	3,842	3.64
株 式 会 社 伊 予 銀 行	3,744	3.55
帝 人 株 式 会 社	3,393	3.22
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,348	3.17
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,188	3.02
旭 化 成 株 式 会 社	2,933	2.78
ダ イ ソ ー 協 栄 会	2,889	2.74

（注） 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（6,428,225株）を控除して計算しております。

## III. 当社の新株予約権等に関する事項

### その他新株 予約権等に関する重要な事項（平成29年3月31日現在）

#### 新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議の日	平成26年7月4日
新株予約権の数	9,999個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	21,661,611株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権付社債の残高	9,999百万円

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏名	地位	担当等	重要な兼職の状況
佐藤 存	代表取締役 社長執行役員		
赤松 伸一	取締役 常務執行役員	経営戦略本部副本部長、 機能材事業部副事業部長	サンヨーファイン株式会社 代表取締役社長
寺田 健志	取締役 常務執行役員	機能材事業部長	
堀 登	取締役 上席執行役員	東京支社長	ダイソーケミカル株式会社 代表取締役社長
古川 喜朗	取締役 上席執行役員	経営戦略本部長、R & D本部担当	
福島 功	取締役		
二村 文友	取締役		月島機械株式会社 社外取締役
瀬川 恭史	常勤監査役		
谷口 隆治	常勤監査役		
森 真二	監査役		弁護士 ダイドーグループホールディング ス株式会社 社外取締役

(注) 1. 当事業年度中に次のとおり取締役の異動がありました。

平成28年6月29日開催の第161回定時株主総会において、古川喜朗氏が取締役に新たに選任され、就任しました。

2. 取締役 福島 功氏および二村文友氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 谷口隆治氏および森 真二氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役 谷口隆治氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有するものであります。
5. 監査役 森 真二氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の法的知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役 福島 功氏、二村文友氏および監査役 森 真二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	7 <sup>名</sup>	148 <sup>百万円</sup>	うち社外取締役2名 15百万円
監 査 役	3	36	うち社外監査役2名 20百万円
合 計	10	184	

(注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金47百万円（取締役39百万円、社外取締役2百万円、監査役2百万円、社外監査役3百万円）が含まれております。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 各社外役員の重要な兼職の状況および主な活動状況

社外取締役 福島 功氏

同氏は、他の法人等との兼職はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全17回中17回に出席したほか重要な会議に出席し、主に経営者としての豊富な経験・見地から、適宜、発言を行っております。

社外取締役 二村 文友氏

同氏は、月島機械株式会社の社外取締役であり、当社と同社との間には特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全17回中16回に出席したほか重要な会議に出席し、主に経営者としての豊富な経験・見地から、適宜、発言を行っております。

社外監査役 谷口 隆治氏

同氏は、他の法人等との兼職はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全17回中17回、監査役会全11回中11回に出席したほか重要な会議に出席し、主に金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜、発言を行っております。

社外監査役 森 真二氏

同氏は、ダイドーグループホールディングス株式会社の社外取締役であり、当社と同社との間には特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全17回中17回、監査役会全11回中11回に出席したほか重要な会議に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜、発言を行っております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令によって定められた限度額であります。

## V. 会計監査人に関する事項

### 1. 名称

新日本有限責任監査法人

### 2. 報酬等の額

区 分	支 払 額
当社が支払うべき報酬等の額（注）2	36
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（注）3	36

- (注) 1. 監査役会は、監査計画における監査体制・監査時間、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠の相当性などを確認し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務等に関する調査業務ほかの対価の支払額を含んでおります。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

#### 4. 過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日付で金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

### VI. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

内部統制システム構築の基本方針の当社取締役会決議およびその運用状況の概要は、次のとおりです。

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、コンプライアンス・プログラムを制定し、具体的な行動規範として、行動指針および行動基準を制定し、当社および当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の全役職員に対し周知徹底を図っている。
- (2) コンプライアンス体制の整備および維持を図るために社長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、さらに、専門委員会として情報管理委員会、公正取引管理委員会、貿易委員会を設置し、専門的な法律問題に対応する体制を確立している。また、コンプライアンス体制の一層の充実を図るため、コンプライアンス委員会および専門委員会には弁護士を社外委員として招聘し、法的意見を適宜求める体制となっている。
- (3) 取締役は、当社グループにおける企業倫理の遵守を率先して行う。
- (4) 内部監査部門として執行部門から独立した社長直轄の内部監査室を置き、業務監査規定に基づき、業務監査および監査報告を行う。
- (5) 法令違反その他コンプライアンス違反については、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益な取扱いを行わない旨等を規定する内部通報規定に基づき、コンプライアンス委員会の相談窓口および社外の弁護士を通報窓口とする内部通報システムの運用により対応する体制となっている。
- (6) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを拒絶する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会規則、文書管理規定等に基づき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を含んだ文書を、適切に保存および管理している。

### 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社は、環境保全、保安防災、労働安全および化学品安全に配慮し、危機管理基本規定を定め、危機対応規定およびRC委員会規定により危機管理体制を構築している。
- (2) 当社は、主要なリスクとして、災害リスク、生産・製造リスク、情報管理リスク、情報システムに関するリスクおよび財務に関するリスクを認識する。
- (3) 災害リスクに対しては、危機管理基本規定および危機対応規定に基づき対策本部を設置し、迅速な対応を行う。生産・製造リスクに対しては、RC委員会、生産技術本部および品質保証委員会がそれぞれ対応する。情報管理リスクに対しては、情報管理委員会が対応し、情報管理基本規定に基づいて、企業情報と個人情報の適切な取扱いとその監視を行う。情報システムに関するリスクに対しては、情報システム部が関係所轄部署と共同して対応する。財務に関するリスクに対しては、経理規定、業務分掌、職務権限規定等に基づいて、内部牽制、相互チェックを行う。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務執行の迅速化と責任の明確化を図るため執行役員制度を導入し、取締役会が決定した経営戦略および意思決定に基づき、執行役員に委任した業務領域において、取締役会および取締役の監督のもと、迅速な業務執行を行わせる。
- (2) 取締役の職務の執行は、取締役会規則、業務分掌、職務権限規定、稟議規定等において、各取締役の権限および執行手続の詳細が規定されており、各取締役はこれらの規定に基づき職務を執行する。
- (3) 取締役会は原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催され、機動的な運用が図られている。
- (4) 取締役の職務執行上、重要な事項については、代表取締役への諮問機関として取締役を中心に構成される経営会議に付議され、代表取締役の意思決定が的確に理解、実行される。
- (5) 中期経営計画および各年度予算が策定され、当社グループ全体および各社の目標を明確にするとともに、進捗状況を定期的に確認することにより、取締役の職務執行の効率性を確保する。

### 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社経営管理基本方針を定め、子会社管理規定および子会社管理基準に従い子会社経営の管理を行う。
- (2) 当社は、業務監査規定に基づき当社グループ各社に対する監査を行い、当社グループの業務の適正を確保するための体制を構築する。
- (3) 当社は、当社グループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。



- (4) 当社は、当社グループ内の意思疎通を図り、協調、協力を促進するため、必要に応じて当社グループ各社役員と連絡会議を開催する。
- (5) 取締役は、当社グループにおいて、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な違反事実を発見した場合には、取締役会、監査役およびコンプライアンス委員会に報告するものとし、当社グループにおける業務の適正を確保する。
- (6) 当社は、子会社管理規定に基づき、当社グループ各社から定期的な業務報告を受けるとともに、必要時に都度、報告を受ける。また、業務監査規定に基づき、当社グループのリスク管理の状況について監査を行う。

## 6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現時点では、監査役職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役要請があった場合には、監査役と協議の上、独立性を有する使用人を配置する。当該使用人は他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

## 7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役による監査の実効性を確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役および使用人は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な違反事実について監査役に報告する。
- (2) 当社グループの使用人は、内部通報システムを利用し、コンプライアンス委員会等を通じて監査役へ報告することができ、監査役は、必要に応じて使用人に対し報告を求めることができる。
- (3) 監査役は、監査役会規則に基づき、必要に応じて、取締役に対し報告を求めることができる。
- (4) 監査役は、取締役の職務執行状況の把握および監視を行うため、取締役会ほか重要な会議に出席することができ、当社グループ各社に対し定期的に報告を求めることができる。
- (5) 監査役は、監査の実効性を確保するため、内部監査室および会計監査人と緊密に連携をとり、監査成果の達成を図る。
- (6) 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの全役職員に周知徹底する。
- (7) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の請求をしたときは、当該請求にかかる費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用を負担する。

## 8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社では、コンプライアンス委員会および専門委員会（情報管理委員会、貿易委員会、公正取引管理委員会）を年2回開催し、当社グループにおけるコンプライアンスについて調査、監督を行っている。  
また、当社は、当社グループの役員・使用人に対するコンプライアンス教育を適宜実施している。  
内部監査室は、当社およびグループ各社に対する内部監査を実施し、業務監査結果については代表取締役および監査役会に、財務報告に係る内部統制監査の結果については経営会議および取締役会に、それぞれ年1回報告をしている。
- (2) 当社では、RC委員会を年2回、品質保証委員会を年1回それぞれ開催し、当社グループにおける環境保全、保安防災、労働安全および生産・製造リスクについて、情報収集、分析および評価を行っている。
- (3) 当事業年度において取締役会を17回開催し、法令、定款および取締役会規則に定められた経営上重要な事項の決定および業務執行の監督を行った。また、経営会議を適宜開催し、職務執行上、重要な事項についての代表取締役の意思決定の理解、浸透を図っている。
- (4) 当社グループ各社は、内部監査室による内部監査を受けるほか、月1回取締役会および監査役にその業務状況の報告を行っている。
- (5) 当事業年度においては監査役会を11回開催し、監査方針等の監査役の職務に関する決定を行うとともに、監査役相互間の情報共有を図っている。  
また、監査役は、取締役会ほか重要な会議への出席ならびに経営上重要な事項について当社グループの取締役・使用人からの報告および調査等を行い、取締役の職務執行の状況を把握、監査している。  
さらに、内部監査室および会計監査人と定期的に情報交換する等、緊密に連携をとり、監査の実効性確保を図っている。

## Ⅶ. 会社の支配に関する基本方針

### 1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図ることを目的とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大規模買付行為が行われる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するのではなく、当社株式を売却されるかは、最終的には当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきであると考えています。そして、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社株主のみなさまに適切な判断をしていただくためには、当社取締役会を通じ、大規模買付行為に関する十分な情報の提

供を受けた上、十分検討されることが必要と考えます。

しかしながら、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（以下、「濫用的買収」といいます。）に対しては、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることが必要であると考えます。

## 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来一貫して研究開発型の化学会社を志向しており、事業分野も創業時から取り扱っている基礎化学品事業、市場シェアの高い高付加価値を有する機能化学品事業ならびに住宅設備等の事業など、製造から販売に至るまで多岐にわたる事業展開を行い、企業価値の安定的かつ継続的な維持・向上に努めております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実は最も重要な課題と認識しており、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、コンプライアンス委員会活動の強化などの施策を推進しております。

## 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより当社株主共同の利益を図ることを目的とした「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）について、平成26年5月9日開催の取締役会において、株主のみなさまのご承認を条件として、一部変更の上、継続することを決議し、平成26年6月27日開催の当社第159回定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただきました。

本プランは、大規模買付行為が一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に基づき行われるべきことを定めております。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主のみなさまの判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

次に、当社取締役会は、大規模買付情報に基づいて大規模買付行為に対し、評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案を行います。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、原則として具体的対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が、グリーンメーラー等の濫用的買収に該当する場合に対しては、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。その判断については、客観性および合理性を担保するため、社外取締役、社外監査役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することといたします。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める具体的対抗措置を取ります。この場合、当社株主のみならずが法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることはありません。なお、具体的対抗措置の是非等に関する最終的判断については、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重しつつ、決定することといたします。

本プランの有効期間は、平成26年6月27日開催の当社第159回定時株主総会終結の時から平成29年6月開催予定の第162回定時株主総会終結の時までとなっております。有効期間満了にあたり、平成29年5月9日開催の取締役会において、第162回定時株主総会における株主のみなさまのご承認を条件として、本プランに所要の変更を行い、継続することを決議いたしております。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社の企業価値および当社株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止される場合があります。

#### 4. 上記各取組みに対する取締役会の判断およびその理由

##### (1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の各施策は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図るための具体的方策として策定されたものです。したがって、当社施策は基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

##### (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しております。したがって、本プランは、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

なお、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の詳細につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.osaka-soda.co.jp/>）をご参照ください。

## Ⅷ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主のみなさまに対する利益配分を重要な責務と考えており、配当につきましては、各期の業績と今後の事業展開に備えるための内部留保を勘案し決定することを基本としております。また、安定性についても重要であると考えております。

---

(ご参考) 本事業報告中、百万円単位の金額および千株単位の株数は、それぞれ単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>58,739</b>	<b>流動負債</b>	<b>31,390</b>
現金及び預金	11,033	支払手形及び買掛金	13,339
受取手形及び売掛金	25,397	短期借入金	8,880
電子記録債権	2,497	一年内返済予定の長期借入金	2,160
有価証券	9,499	未払法人税等	1,311
商品及び製品	5,743	未払金	2,956
仕掛品	1,411	賞与引当金	712
原材料及び貯蔵品	1,667	その他	2,030
繰延税金資産	647	<b>固定負債</b>	<b>17,387</b>
その他	843	新株予約権付社債	9,999
貸倒引当金	△3	長期借入金	800
<b>固定資産</b>	<b>42,764</b>	リース債務	1,316
<b>有形固定資産</b>	<b>21,555</b>	繰延税金負債	1,776
建物及び構築物	4,788	役員退職慰労引当金	567
機械装置及び運搬具	11,339	退職給付に係る負債	2,927
土地	2,298		
リース資産	1,063	<b>負債合計</b>	<b>48,778</b>
建設仮勘定	1,665	<b>(純資産の部)</b>	
その他	400	<b>株主資本</b>	<b>46,576</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,207</b>	資本金	10,882
のれん	769	資本剰余金	9,399
ソフトウェア	184	利益剰余金	27,964
その他	253	自己株式	△1,670
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,001</b>	その他の包括利益累計額	6,149
投資有価証券	18,927	その他有価証券評価差額金	6,481
長期貸付金	51	繰延ヘッジ損益	△13
繰延税金資産	158	為替換算調整勘定	24
その他	1,431	退職給付に係る調整累計額	△342
貸倒引当金	△568	<b>純資産合計</b>	<b>52,725</b>
<b>資産合計</b>	<b>101,503</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>101,503</b>



# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	93,509
売上原価	75,335
売上総利益	18,174
販売費及び一般管理費	11,587
営業利益	6,586
営業外収益	
受取利息及び配当金	355
その他の	101
営業外費用	
支払利息	74
その他の	432
経常利益	6,536
特別損失	
固定資産除却損	582
税金等調整前当期純利益	5,953
法人税、住民税及び事業税	1,822
法人税等調整額	△189
当期純利益	4,320
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	4,320



## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	10,882	9,399	24,697	△1,666	43,312
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	0	0			1
剰 余 金 の 配 当			△1,053		△1,053
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,320		4,320
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	0	0	3,266	△3	3,263
当 期 末 残 高	10,882	9,399	27,964	△1,670	46,576

項 目	その他の包括利益累計額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	5,500	△82	45	△479	4,983	48,296
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						1
剰 余 金 の 配 当						△1,053
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						4,320
自己株式の取得						△3
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	980	68	△20	136	1,165	1,165
当 期 変 動 額 合 計	980	68	△20	136	1,165	4,428
当 期 末 残 高	6,481	△13	24	△342	6,149	52,725

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>46,894</b>	<b>流動負債</b>	<b>26,270</b>
現金及び預金	10,166	電子記録債権	414
受取手形	3,394	買掛金	7,899
電子記録債権	2,197	短期借入金	8,880
売掛金	12,988	一年内返済予定の長期借入金	2,160
有価証券	9,499	未払金	3,998
商品及び製品	4,841	未払費用	772
仕掛品	718	賞与引当金	519
原材料及び貯蔵品	897	未払法人税等	1,031
前払費用	170	預り金	426
繰延税金資産	467	その他	167
立替金	1,279	<b>固定負債</b>	<b>16,795</b>
その他の金	311	新株予約権付社債	9,999
貸倒引当金	△37	長期借入金	800
<b>固定資産</b>	<b>44,345</b>	リース債務	1,314
<b>有形固定資産</b>	<b>21,080</b>	繰延税金負債	1,908
建物	3,228	退職給付引当金	2,222
構築物	1,363	役員退職慰労引当金	550
機械及び装置	11,385	<b>負債合計</b>	<b>43,065</b>
船舶	0	<b>(純資産の部)</b>	
車両運搬具	12	<b>株主資本</b>	<b>41,812</b>
工具、器具及び備品	345	資本金	10,882
土地	1,799	資本剰余金	9,399
リース資産	1,279	資本準備金	9,393
建設仮勘定	1,665	その他資本剰余金	6
<b>無形固定資産</b>	<b>552</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>23,200</b>
特許権	4	利益準備金	1,202
ソフトウェア	182	その他利益剰余金	21,998
ソフトウェア仮勘定	235	固定資産圧縮積立金	474
その他の金	129	別途積立金	5,114
<b>投資その他の資産</b>	<b>22,713</b>	繰越利益剰余金	16,409
投資有価証券	17,899	<b>自己株式</b>	<b>△1,670</b>
関係会社株式	3,891	評価・換算差額等	6,361
関係会社出資金	33	その他有価証券評価差額金	6,374
その他の金	1,452	<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>△13</b>
貸倒引当金	△564	<b>純資産合計</b>	<b>48,174</b>
<b>資産合計</b>	<b>91,240</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>91,240</b>

# 損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	60,950
売 上 原 価	46,511
売 上 総 利 益	14,439
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,517
営 業 利 益	5,921
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	386
そ の 他	504
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	84
そ の 他	993
経 常 利 益	5,734
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	582
そ の 他	39
税 引 前 当 期 純 利 益	5,112
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,460
法 人 税 等 調 整 額	△137
当 期 純 利 益	3,789

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	
		資 本 準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	10,882	9,393	6	9,399	1,202	474	5,114	13,672	20,464	△1,666	39,079
当 期 変 動 額											
新 株 の 発 行	0	0		0							1
剰 余 金 の 配 当								△1,053	△1,053		△1,053
当 期 純 利 益								3,789	3,789		3,789
自 己 株 式 の 取 得										△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	0	0	-	0	-	-	-	2,736	2,736	△3	2,733
当 期 末 残 高	10,882	9,393	6	9,399	1,202	474	5,114	16,409	23,200	△1,670	41,812

項 目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	5,393	△72	5,320	44,399
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				1
剰 余 金 の 配 当				△1,053
当 期 純 利 益				3,789
自 己 株 式 の 取 得				△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	981	59	1,041	1,041
当 期 変 動 額 合 計	981	59	1,041	3,774
当 期 末 残 高	6,374	△13	6,361	48,174

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社大阪ソーダ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小竹 伸幸 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大阪ソーダの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大阪ソーダ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社大阪ソーダ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小竹 伸幸 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大阪ソーダの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第162期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月8日

株式会社大阪ソーダ 監査役会  
常勤監査役 瀬川 恭史 ㊟  
常勤社外監査役 谷口 隆治 ㊟  
社外監査役 森 真二 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成29年5月9日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。

これにあたり、単元株式数の変更後においても、当社株式を株主のみなさまに安定的に保有いただくことや株主のみなさまの権利にできるだけ影響を及ぼすことのないよう、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、併せて株式併合（5株を1株に併合）を実施するものです。

#### 2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主のみなさまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### 3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

#### 4. 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

60,000,000株

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が以下のとおり変更されることとなります。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更後
第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>300,000</u> 千株とする。	第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>60,000</u> 千株とする。
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	<p>さとう たもつ 佐藤 存 (昭和16年7月20日生)</p> <p>[再任]</p>	<p>昭和39年4月 当社入社</p> <p>平成8年6月 当社取締役経営企画室長、管理部長、営業企画部長</p> <p>平成12年6月 当社常務取締役経営企画室・人事部・管理部・情報システム部担当</p> <p>平成14年4月 当社常務取締役管理本部長、経営企画室担当</p> <p>平成15年6月 当社代表取締役社長</p> <p>平成22年6月 当社代表取締役社長執行役員 (現在に至る)</p>	139,362株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>経営企画室長、管理本部長などの要職を歴任後、平成15年6月に当社代表取締役社長に就任し、5回にわたり中期経営計画を策定、実施するなどその豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップにより、長年にわたり当社グループを牽引し業績向上に貢献してきたことから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	あかまつ しんいち 赤松伸一 (昭和26年11月22日生) [再任]	昭和50年4月 旭硝子株式会社入社 平成11年7月 THASCOケミカル株式会社副社長 平成13年12月 北海道曹達株式会社代表取締役専務 平成17年12月 同社代表取締役社長 平成26年7月 当社執行役員機能材事業部副事業部長 サンヨーファイン株式会社代表取締役社長 平成27年4月 当社執行役員経営戦略本部副本部長、機能材事業部副事業部長 サンヨーファイン株式会社代表取締役社長 平成27年6月 当社取締役上席執行役員経営戦略本部副本部長、機能材事業部副事業部長 サンヨーファイン株式会社代表取締役社長 平成27年10月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部副本部長、機能材事業部副事業部長 サンヨーファイン株式会社代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) サンヨーファイン株式会社代表取締役社長	11,000株
[取締役候補者とした理由] 化学会社の経営者としての豊富な経験と実業界への幅広い見識を有し、また、機能材事業部および当社グループ会社の経営に携わっており、その豊富な経験と実績を活かすことにより、当社の企業価値の向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	てらだ けんし 寺田 健志 (昭和40年12月10日生)  [再任]	昭和63年4月 当社入社 平成24年6月 当社執行役員営業本部化学品事業部副事業部長 平成24年10月 当社執行役員営業本部化学品事業部長 平成25年3月 当社執行役員機能材事業部副事業部長、東京支社長 平成26年4月 当社執行役員経営企画室長 平成26年6月 当社取締役上席執行役員経営戦略本部長 平成26年11月 当社取締役上席執行役員機能材事業部長 平成27年6月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部長、機能材事業部担当 平成28年7月 当社取締役常務執行役員機能材事業部長 平成29年4月 当社取締役常務執行役員機能材事業部担当 (現在に至る)	20,000株
[取締役候補者とした理由] 海外駐在および化学品事業部長、機能材事業部長、経営戦略本部長などの要職を幅広く歴任し、機能材事業を中心とした業績拡大に携わってきた豊富な経験と実績を活かすことにより、当社グループのグローバル化の推進、企業価値の向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ほりのぼる 堀登 (昭和34年2月17日生) [再任]	昭和57年4月 野村貿易株式会社入社 平成21年7月 ダイソーケミカル株式会社取締役化学品副事業部長 平成22年6月 当社執行役員 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 平成24年9月 当社執行役員 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 株式会社インペックス(現ダイソーケミカル株式会社)代表取締役社長 平成26年6月 当社取締役上席執行役員 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 平成26年10月 当社取締役上席執行役員化学品事業部長、国内営業所担当 平成28年2月 当社取締役上席執行役員化学品事業部長、東京支社長 平成28年12月 当社取締役上席執行役員東京支社長 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長	7,000株
[取締役候補者とした理由] 海外駐在および当社グループ会社社長、化学品事業部長などの要職を歴任し、その豊富な経験と実績を活かすことにより、当社グループのグローバル化の推進、企業価値の向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p style="text-align: center;">ふるかわ よしろう 古川 喜朗 (昭和33年10月27日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p>	<p>昭和62年4月 当社入社</p> <p>平成17年6月 当社理事研究開発本部研究所長</p> <p>平成20年4月 当社理事研究開発本部長兼研究所長</p> <p>平成20年6月 当社取締役研究開発本部長兼研究所長</p> <p>平成20年11月 当社取締役研究開発本部長兼研究所長、 ファインケミカル事業部副事業部長、 海外事務所統括補佐</p> <p>平成21年4月 当社取締役ファインケミカル事業部長、 海外事務所統括補佐</p> <p>平成21年7月 当社取締役海外事務所統括補佐 サンヨーファイン株式会社常務取締役</p> <p>平成22年6月 当社執行役員 サンヨーファイン株式会社常務取締役</p> <p>平成27年6月 当社執行役員R&amp;D本部担当 サンヨーファイン株式会社常務取締役</p> <p>平成28年4月 当社執行役員経営戦略本部長、R&amp;D本部担当 サンヨーファイン株式会社常務取締役</p> <p>平成28年6月 当社取締役上席執行役員経営戦略本部長、R&amp;D本部担当 サンヨーファイン株式会社常務取締役 (現在に至る)</p>	30,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>研究所長、ファインケミカル事業部長、経営戦略本部長、当社グループ会社常務取締役などの要職を歴任し、その豊富な経験と実績を活かすことにより、当社の企業価値の向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	ふくしま いさお 福 島 功 (昭和16年11月26日生)  [再 任] [社 外]	昭和39年 4 月 株式会社小西儀助商店（現コニシ株式会社）入社 平成10年 6 月 コニシ株式会社取締役 平成15年 6 月 同社常務取締役 平成16年 4 月 同社代表取締役社長 平成21年 6 月 同社代表取締役会長 平成24年 6 月 同社相談役 平成24年 6 月 当社社外監査役 平成27年 6 月 当社社外取締役 (現在に至る)	3,000株
[社外取締役候補者とした理由] 化学会社の経営者としての豊富な経験と実業界への幅広い見識ならびに当社社外監査役および当社社外取締役としての経験を当社の経営に反映していただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	ふたむら おんゆう 二村文友 (昭和22年1月9日生)  [再任] [社外]	昭和47年4月 新日本製鐵株式会社(現新日鐵住金株式会社)入社 平成13年6月 同社取締役 平成18年4月 同社常務取締役 平成18年6月 同社常務執行役員 平成19年4月 同社副社長執行役員 平成19年6月 同社代表取締役副社長 平成21年4月 同社取締役 平成21年6月 新日鐵化学株式会社(現新日鐵住金化学株式会社)代表取締役社長 平成25年6月 同社取締役相談役 平成26年4月 同社相談役 平成27年6月 月島機械株式会社社外取締役 平成27年6月 当社社外取締役 (現在に至る)  (重要な兼職の状況) 月島機械株式会社社外取締役	7,000株
[社外取締役候補者とした理由] 鉄鋼および化学会社の経営者としての豊富な経験と実業界への幅広い見識および当社社外取締役としての経験を当社の経営に反映していただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福島 功氏、二村文友氏は社外取締役候補者であります。
3. 福島 功氏、二村文友氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、福島 功氏は、当社の社外取締役就任前の3年間、当社の社外監査役でありました。
4. 当社は、福島 功氏、二村文友氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
5. 当社は、福島 功氏、二村文友氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任をご承認いただきました場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は法令によって定められた限度額であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 瀬川恭史氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
せがわ やすし 瀬川 恭史 (昭和30年1月28日生)  [再任]	昭和53年4月 当社入社 平成19年6月 当社取締役生産技術本部松山工場長 平成20年4月 当社取締役生産技術本部生産技術部長 平成20年11月 当社取締役ファインケミカル事業部長 平成20年12月 当社取締役ファインケミカル事業部長 サンヨーファイン株式会社代表取締役社長 平成21年4月 当社取締役生産技術本部長補佐 平成21年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	30,000株
[監査役候補者とした理由] 松山工場長、生産技術部長、ファインケミカル事業部長、当社グループ会社社長などの要職を歴任後、これらの経験を活かして、常勤監査役として中立かつ客観的な視点から監査を行っており、当社グループの経営の健全性確保への貢献が期待できることから、引き続き監査役候補者といたしました。		

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成26年6月27日開催の当社第159回定時株主総会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の継続について株主のみなさまのご承認をいただきましたが（以下、「現プラン」といいます。）、現プランの有効期限は、本総会終結の時までとなっております。

当社は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図るため、現プランについてさらなる検討を行い、平成29年5月9日開催の取締役会において、社外取締役を含む取締役全員の賛成により、本総会における株主のみなさまのご承認を条件として、現プランを継続（以下、新たに継続する対応方針を「本プラン」といいます。）することを決議いたしました。本プランへの継続につきましては、当社監査役3名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として本プランへの継続に賛成する旨の意見を述べております。

つきましては、本プランへの継続につき、株主のみなさまのご承認をお願いするものであります。なお、本プランは現プランからの実質的変更はありません。

##### 1. 本プランの必要性

当社取締役会は、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるかは、最終的には、当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきものであると考えています。

ところで、当社グループは、創業以来一貫して研究開発型の化学会社を志向しており、事業分野も創業時から取り扱っている基礎化学品事業、市場シェアの高い高付加価値を有する機能化学品事業ならびに住宅設備等の事業など、製造から販売に至るまで多岐にわたっています。また、当社グループの経営においては、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果やノウハウならびに創業以来蓄積された国内外の顧客および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等へ理解が不可欠です。

このような当社の特色からすれば、株主のみなさまが、短期間で、当社グループの研究開発成果やノウハウの事業化の可能性、グループ企業の活動の有機的結合や事業間の技術シナジーなどを適切に把握し、当社の内在的価値を適時に的確に評価することは、容易でないものと思われます。そのため、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社株主のみなさまに適切な判断をしていただくためには、当社取締役会を通じ、株主のみなさまに大規模買

付行為に関する十分な情報を提供させていただく必要があると考えています。株主のみなさまに大規模買付行為に関する情報が十分に提供されることは、株主のみなさまが、大規模買付者が当社の経営に参画した際の経営方針や事業計画の内容および大規模買付行為における対価の妥当性等を判断される上で有益であると考えています。また、当社取締役会は、株主のみなさまの判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示し、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、株主のみなさまへ代替案を提示することも予定しています。

株主のみなさまは、大規模買付行為に関する十分な情報の提供を受け、また、大規模買付行為に当社取締役会の意見や代替案の提示を受け、これらを十分検討されることにより、大規模買付行為に応じるか否かにつき判断することが可能になると考えています。

以上のような観点から、当社は、平成20年6月27日開催の当社第153回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入いたしました。その後、平成23年6月29日開催の当社第156回定時株主総会および平成26年6月27日開催の当社第159回定時株主総会の決議により、それぞれ所要の変更を行った上で、現プランとして継続しております。

そして、今後も、現プランの適用可能性があるような大規模買付者が現れる可能性は否定できませんので、今般、当社取締役会は、現プランに所要の変更を行い、継続することいたしました。

## 2. 本プランの概要

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の大規模な買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対して適用されるものとします。

注1：特定株主グループとは、

- ① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または、

- ② 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループが①記載の場合は、当該所有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数も加算するものとします。）、②記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

なお、議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式の総数から、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考えます。

#### (1) 情報提供

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主のみなさまの判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

大規模買付情報の項目は以下のとおりです。

- 1) 大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
- 2) 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の額・内容・算定根拠、大規模買付行為に要する資金の裏付け、時期、取引の仕組み等を含みます。）
- 3) 大規模買付者に対する資金供与者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
- 4) 大規模買付行為後5年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「大規模買付行為後の経営方針等」といいます。）
- 5) 大規模買付行為後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- 6) その他上記4)に関連し、当社取締役会および独立委員会が適切な判断をするために必要とする情報



大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本プランに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書（別紙1ご参照）には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後原則として5営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報の一覧を大規模買付者に交付し、大規模買付者は受領日より5営業日以内に当社宛ご提出いただくこととします。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報が、当社株主のみなさまの判断のために必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示します。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から十分な大規模買付情報が提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表します。

## (2) 大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、十分な大規模買付情報の提供が完了した旨公表した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主のみなさまへ代替案を提示することもあります。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。ただし、大規模買付ルールが遵守されていると判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（以下、「濫用的買収」といいます。）に対しては、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付行為後の経営方針等を含む必要情報に基づいて、社外取締役、社外監査役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主共同の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役を含む監査役の過半数の賛同を得た上で、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することといたします。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守るため、具体的対抗措置として別紙2に記載のとおり新株予約権の無償割当てを行います。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

### 4. 当社取締役会判断の客観性および合理性担保のための措置

#### (1) ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用において恣意的な判断や処理がなされることを防止し、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています（以下、「本ガイドライン」といいます。）。当社取締役会および独立委員会は、それに基づいて本プラン所定の手続を進めなければならないこととしています。本ガイドラ

インの制定により、濫用的買収者の認定、対応等の際に拠るべき基準が透明となり、本プランに十分な予測可能性を与えております。

なお、本ガイドラインの中では、濫用的買収者の定義として、

- 1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラー）
- 2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- 3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- 4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的である場合
- 5) 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買取対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし著しく不十分または著しく不適切なものである場合
- 6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（いわゆる二段階買付）
- 7) 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく害することが明白な買収である場合

と定めております（別紙3ご参照）。

## (2) 独立委員会の設置

新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動の是非に関する最終的判断は当社取締役会が行うことから、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社は、社外取締役、社外監査役、外部有識者等で構成される独立委員会を設置します。その概要は、別紙4記載のとおりです。

同委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項および独立委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に意見を述べます。当社取締役会の決定に際しては独立委員会による意見を最大限尊重し、かつ、必ずこのような独立委員会の意見聴取の経緯を経なければならないものとする事により、当社取締役会の判断の客観性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、独立委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有し、その招集が確実に実行されるよう配慮しています。

なお、独立委員会の委員の氏名および略歴は、別紙5記載のとおりです。

## 5. 当社株主、投資家のみなさまに与える影響への配慮

### (1) 本プランが株主・投資家のみなさまに与える影響等

本プランは、当社株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主のみなさまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが、当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

従いまして、本プランを設定することは、当社株主および投資家のみなさまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記3において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守したと判断されるか否かによって大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社の株主および投資家のみなさまにおかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家のみなさまに与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守るため、具体的対抗措置として別紙2に記載のとおり新株予約権の無償割当てを行うことがあります。具体的対抗措置の仕組上、大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く当社の株主のみなさまが法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社の取締役会が具体的対抗措置を取ることを決定した場合には、当社株主のみなさま、投資家のみなさまお

よびその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

一方、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うこととなった場合、割当期日における当社株主のみなさまは引受けの申込みをすることなく新株予約権の無償割当てを受けますが、その後、新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要がある場合もあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主のみなさまにつきましては、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社の取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った株主および投資家のみなさまは、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

## 6. 本プランの有効期間および変更・廃止およびそれにとまなう開示

### (1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本総会における当社株主のみなさまのご承認を条件として、本総会終結の時から平成32年6月開催予定の第165回定時株主総会終結の時までとします。

### (2) 本プランの廃止

本プラン導入後、有効期間の満了前であっても以下の場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- 1) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- 2) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合



### (3) 本プランの変更

本プランの有効期間中であっても、関係法令の整備、株主総会の決議、独立委員会の意見等を踏まえ、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、随時、必要に応じて取締役会決議により本プランを変更する場合があります。

### (4) 本プランの廃止または変更に関する情報の開示

本プランが廃止または変更された場合には、株主および投資家のみなさまに対し、当該事実および当社取締役会または独立委員会が必要と判断する事項を適時に開示します。

## 7. 本プラン導入状況についての補足説明

本プラン導入を決定した当社取締役会には、当社監査役3名全員が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の意見を述べています。

なお、当社は、適時かつ適切に開示を行っていく予定ですが、当社株主および投資家のみなさまにおかれましても、当社株式に関する大規模買付行為が行われた場合には、その後の動向把握等に努められますようよろしくお願いいたします。今後、当社株主および投資家のみなさまに影響を与える具体的対抗策を発動することを決定した場合には、その詳細について直ちに公表することといたします。

## 8. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の三原則の充足

経済産業省は平成17年5月27日付で企業価値研究会の「企業価値報告書」等を公表しております。これを踏まえて、経済産業省および法務省が同日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛策に関する指針」といいます。）においては、①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則、という三原則が定められております。

そして、①企業価値（株主利益に資する会社の財産、収益力、安定性、成長力等を指します。）・株主共同の利益（株主全体に共通する利益）の確保・向上の原則につきましては、前述のとおり、本プランは、当社の株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否か

を判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としておりますので、当社株主のみなさまは十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となります。

本プランでは企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも準拠し、取締役会評価期間の開始日を十分な情報が提供された後とすることにより、大規模買付情報の適正な検討を可能にしております。

次に、②事前開示・株主意思の原則につきましては、本プランは、事前にその内容が開示されるものですので、当社株主および投資家のみなさまの予見可能性を確保しており、また、本プランの採用・有効期間の延長も当社の株主のみなさまのご承認を条件としている上、当社株主総会の決議により廃止することが可能な措置も採用しておりますので、当社株主のみなさまの合理的意思が反映される仕組みとなっております。

さらに、③必要性・相当性の原則につきましては、本プランは、具体的対抗措置発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、当社取締役会判断の客観性および合理性の担保を図る措置を確保しております。

また、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨にも合致しております。

## (2) まとめ

以上のとおり、本プランは、買収防衛策に関する各種の要件を充足しており、十分な合理性を有しているものであると考えております。



別紙 1

平成〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社大阪ソーダ

代表取締役社長執行役員 佐藤 存 殿

意向表明書

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇印

貴社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を遵守し、貴社株式の買付行為を行うことを約束いたします。

大規模買付者の名称	
大規模買付者の住所または本店所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇
設立準拠法	
代表者氏名	
国内連絡先	電話： ( ) FAX： ( ) E-mail：
提案する大規模買付行為の概要	

## 新株予約権の概要

### 1. 新株予約権割当ての対象となる株主およびその割当て条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 新株予約権の総数

新株予約権の割当て総数は、割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する当社普通株式を除く。）を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当て総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1株あたり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。なお、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループもしくは特定株主グループから当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権の譲渡を受けた者は、新株予約権の行使ができないものとする。

以 上

具体的対抗措置発動に関するガイドライン（骨子）

1. 目的

具体的対抗措置発動に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、平成29年5月9日開催の当社取締役会において、平成29年6月29日開催予定の当社第162回定時株主総会における株主のみなさまの承認を条件として継続を決議した大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」という。）に関し、当社取締役会および独立委員会が、当社に対する大規模買付者が現れた場合、当社株主共同の利益および当社企業価値の維持・向上のため、具体的対抗措置の発動の是非の判断に備え、予め具体的発動基準を定めることを目的とする。

2. 具体的対抗措置を発動できる場合

当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為につき、以下に定めるいずれかの事由に該当し、かつ、その是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合は、具体的対抗策の発動を決定することができる。

(1) 本プランに定める手続を遵守しない大規模買付行為である場合

1) 大規模買付者による情報提供がなされない場合

大規模買付者から、大規模買付者の概要、大規模買付行為の目的、方法および内容、大規模買付者に対する資金供与者の概要、大規模買付行為後5年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「大規模買付行為後の経営方針等」という。）、大規模買付行為後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠、その他取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために必要とする情報の全部または一部が提供されない場合

2) 大規模買付者による情報提供が不十分である場合

大規模買付者から大規模買付行為について一応の情報提供がなされたとしても、提供された情報が不十分であり、株主のみなさまが大規模買付行為の是非について適切な判断をすることが困難となる場合（ただし、大規模買付者が当社取締役会の定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行わない場合に限る。）

3) 当社取締役会が、株主共同の利益の観点から大規模買付情報を検討し代替案の提示等を行うために合理的な期間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は60日間、その他の大規模買付行為の場合は90日間）の満了を待たずに、公開買付行為を行う場合

- (2) 大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合（濫用的買収に該当する場合）
  - 1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラー）
  - 2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
  - 3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
  - 4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的である場合
  - 5) 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買収対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし著しく不十分または著しく不適切なものである場合
  - 6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（いわゆる二段階買付）
  - 7) 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく害することが明白な買収である場合

### 3. 具体的対抗措置を発動できない場合

- (1) 上記2. のいずれの事由にも該当しない場合
- (2) 上記2. のいずれかの事由に該当する場合であっても、以下のいずれかの事由に該当する場合
  - 1) 当社の総株主の議決権の2分の1以上を有する株主（ただし、大規模買付者を除く。）が公開買付に応じる意思を表明した場合
  - 2) 取締役会評価期間満了後2週間が経過した日までに具体的対抗措置を行うか否かの決定を当社取締役会が行わなかった場合

以 上

## 別紙 4

### 独立委員会の概要

#### 1. 設置

独立委員会は、当社取締役会により設置される。

#### 2. 構成

(1) 独立委員会の委員は、3名以上とする。

(2) 委員の選定にあたっては、社外取締役、社外監査役、社外有識者（弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。）等から選任するものとする。

選定にあたっては、独立委員会の役割期待に鑑み、専門知識、企業経営および化学会社に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。

(3) なお、委員が社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

#### 3. 任期

委員の任期は3年とし、重任を認めるものとする。

#### 4. 役割

(1) 独立委員会は、当社取締役会の要請に応じて、原則として次に規定する事項につき、本ガイドラインに基づき検討・審議を行い、当社取締役会に対して意見を述べる。当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重して最終的な決定を行う。

1) 大規模買付者との事前交渉において大規模買付者から提出された買付計画等資料の検討

2) 具体的対抗措置を講ずるか否かの検討

3) 大規模買付者との事後交渉により具体的対抗措置を中止するか否かの検討

4) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項の検討

(2) 独立委員会は、(1)に掲げる事項のほか、次に規定する事項を行うことができるものとする。

- 1) 大規模買付者からの直接の意見聴取
- 2) 当社取締役会から提出された代替案の検討

(3) 独立委員会は、当社に関する資料の検討等を行うため、当社内に事務局を設置する。

(4) 独立委員会は、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的な助言を得ることができる。その際の費用は当社が負担するものとする。

## 5. 招集

当社の代表取締役、監査役および独立委員会の委員は、いつでも独立委員会を招集する権限を有する。

## 6. 決議

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって行う。ただし、やむを得ない事由があるときは独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって足りるものとする。

以 上

別紙5

独立委員会委員の氏名および略歴

福島 功（昭和16年11月26日生）

<略歴>

昭和39年4月 株式会社小西儀助商店（現コニシ株式会社）入社  
平成10年6月 コニシ株式会社取締役  
平成15年6月 同社常務取締役  
平成16年4月 同社代表取締役社長  
平成21年6月 同社代表取締役会長  
平成24年6月 当社社外監査役  
平成27年6月 当社社外取締役（現任）

二村 文友（昭和22年1月9日生）

<略歴>

昭和47年4月 新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社  
平成13年6月 同社取締役  
平成18年4月 同社常務取締役  
平成19年6月 同社代表取締役副社長  
平成21年6月 新日鐵化学株式会社（現新日鐵住金化学株式会社）代表取締役社長  
平成27年6月 月島機械株式会社社外取締役（現任）  
平成27年6月 当社社外取締役（現任）

谷口 隆治（昭和32年7月23日生）

<略歴>

昭和56年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行  
平成13年6月 同行九条支店長  
平成22年6月 株式会社みどり会会員事業部部长  
平成24年6月 当社社外監査役（現任）

森 真二（昭和21年5月22日生）

<略歴>

昭和49年4月 横浜地方裁判所判事補  
昭和59年4月 大分地方裁判所・大分家庭裁判所判事  
昭和61年4月 京都地方裁判所・京都家庭裁判所判事  
平成元年5月 弁護士登録（大阪弁護士会）  
平成18年3月 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員弁護士（現任）  
平成22年6月 当社社外監査役（現任）  
平成26年4月 ダイドードリンコ株式会社（現ダイドーグループホールディングス株式会社）社外取締役（現任）

以上



参考資料 1

大株主の状況

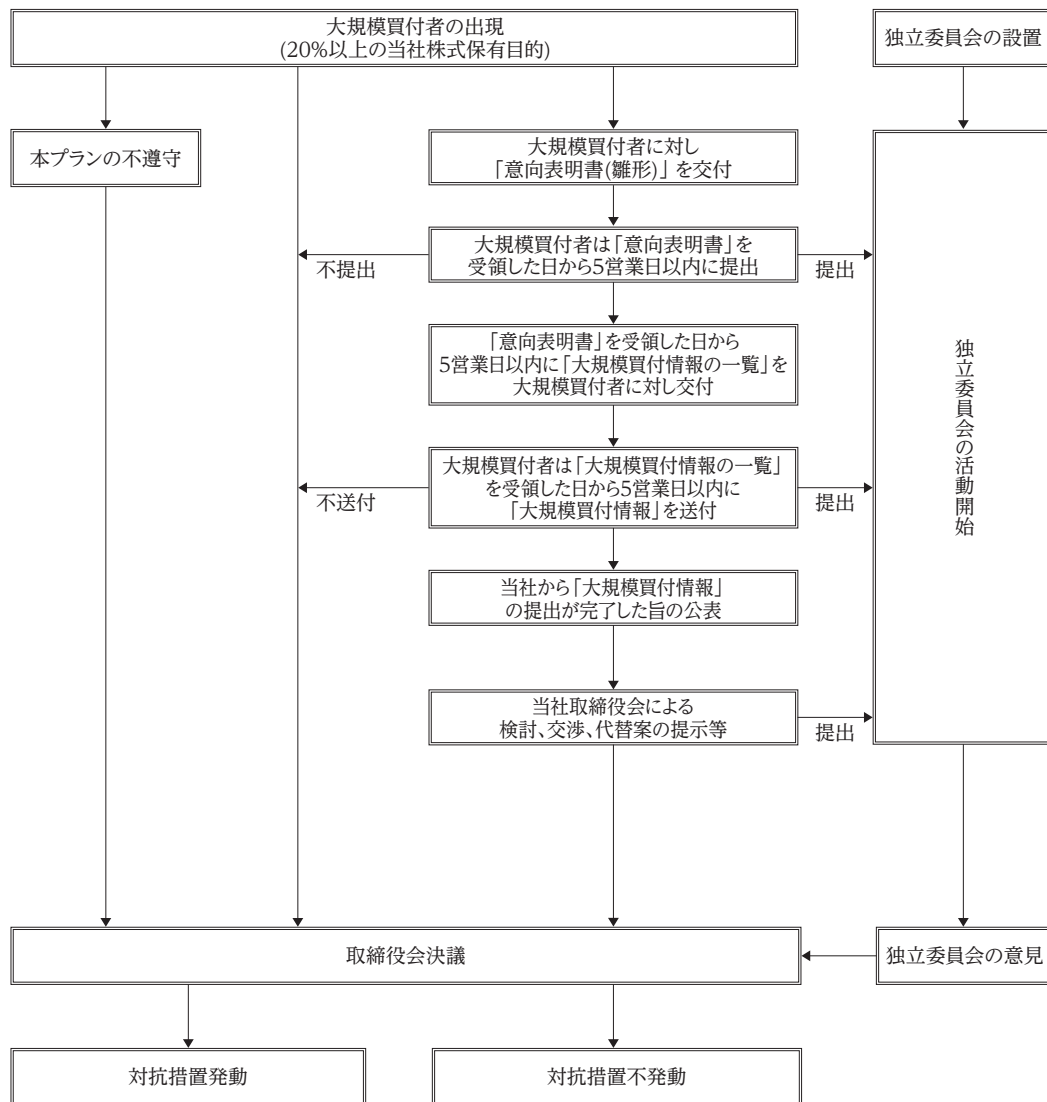
(平成29年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,699 <sup>千株</sup>	4.46 <sup>%</sup>
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,384	4.16
株 式 会 社 福 岡 銀 行	4,113	3.90
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	3,842	3.64
株 式 会 社 伊 予 銀 行	3,744	3.55
帝 人 株 式 会 社	3,393	3.22
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,348	3.17
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,188	3.02
旭 化 成 株 式 会 社	2,933	2.78
ダ イ ソ ー 協 栄 会	2,889	2.74

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(6,428,225株)を控除して計算しております。

以 上

本プランの概要図

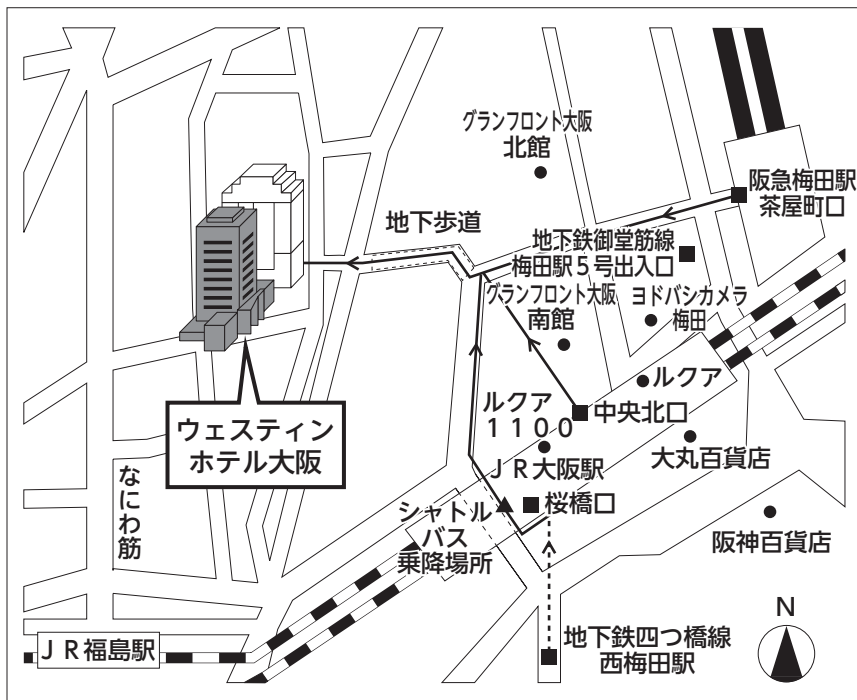


以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 〒531-0076 大阪市北区大淀中一丁目1番20号  
ウェスティンホテル大阪 4階 花梨の間  
電話 06-6440-1111

(会場案内図)



- J R「大阪駅」中央北口（2階）より徒歩7分
- 阪急「梅田駅」茶屋町口より徒歩9分
- 地下鉄御堂筋線「梅田駅」5号出口より徒歩9分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」より徒歩9分
- J R「大阪駅」桜橋口西側高架下より無料シャトルバス運行  
（9時台10分間隔で運行、5～10分でホテル玄関に到着）

UD  
FONT

見やすく読みまちがえに  
くいユニバーサルデザインフ  
ォントを採用しています。